

## 産業廃棄物焼却施設の維持管理計画

事業所名	(株)ダイセル 大竹工場
施設名	廃油焼却設備(5号焼却炉)

### 排ガス濃度(酸素12%換算)に関する事項

測定項目	基準値	維持管理計画値	測定頻度に関する事項
はいじん	0.15g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.15g/Nm <sup>3</sup> 以下	年6回測定
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	250ppm以下	250ppm以下	測定機器による常時監視
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	0.44Nm <sup>3</sup> /h	0.44Nm <sup>3</sup> /h	測定機器による常時監視
一酸化炭素(CO)	100ppm以下	100ppm以下	測定機器による常時監視
塩化水素(HCL)	700mg/Nm <sup>3</sup> 以下	700mg/Nm <sup>3</sup> 以下	年2回測定
ダイオキシン類濃度	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	年1回測定

※平成13年10月19日環境省告示(環廃対441号、環廃産460号)において、排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設(液中燃焼方式の噴霧燃焼炉に該当)であって、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものには適用されない。

### 施設の技術上の基準に関する事項

管理項目	基準値	維持管理基準
燃焼室の燃焼ガスの温度	800℃以上	800℃以上
集塵機に流入する燃焼ガスの温度	200℃以下	200℃以下

|

|